

永年勤続 30 年及び 50 年表彰について

表彰委員会

まもなく日本診療放射線技師会から本会に対し、標記表彰該当者の推薦依頼があります。今年度資格到達者は本会で調査致しますが、調査漏れなどにより平成 24 年 9 月 21 日（金）までに本会から連絡がない方、または前年度までに資格到達された方で受賞の意思のある方は、お手数をお掛け致しますが、平成 24 年 9 月 28 日（金）までに本会事務所までお知らせくだされば幸甚に存じます。

規定内分旨

＜勤続 30 年表彰＞

1. 平成 25 年 3 月 31 日現在で放射線業務に従事し、勤続 30 年以上であること。
（診療エックス線又は診療放射線技師免許取得が昭和 58 年 3 月 31 日以前の方）
2. 平成 10 年 3 月 31 日までに入会し、引き続き日本診療放射線技師会会員であること。
（15 年以上継続会員であること）
3. 表彰される年度（24 年度）までの会費を完納していること。
4. 会の名誉を傷つける行為のないこと。
5. 過去において同じ表彰を受けたことがないこと。

但し、会員番号 19622 番までの方で、旧教育会館設立のための出資又は寄付をされていない方は、日放技に金 2 万円の寄付が必要です。

＜勤続 50 年表彰＞

1. 上記勤続 30 年表彰（旧 25 年表彰）を受けた者で、引き続き 50 年に達するまでの間、会員として在籍し、会費を完納した方。
2. 前項 4 及び 5 に同じ。

その他

1. 日本診療放射線技師会指定の履歴書をご使用いただきます。
2. 岐阜県診療放射線技師会の勤続 30 年表彰要件は、上記 1 項～5 項に準じ、履歴書も本会指定の用紙をご使用いただきます。
3. お問い合わせは、本会事務所をお願いします。

電話 058-272-0082